

令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 4 沖縄地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）
- 5 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- 6 関係法令等（抜粋）
 - ・ 最低賃金法
 - ・ 最低賃金審議会令及び施行規則（抜粋）
- 7 令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）
- 8 2021年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について（2021年3月12日）
- 9 要請書（2021春季生活闘争）（参考）（日本労働組合総連合会沖縄連合会、2021年4月13日）
- 10 要請（第92回沖縄県メーデー、すべての労働者が安心して働き生きることを求める決議）（参考）（実行委員会（沖縄県労連）、2021年5月1日）
- 11 「コロナ禍における苦境を打破するために最低賃金額の引上げ及び地域間の格差是正、並びに中小企業の支援強化を同時に求める会長声明」について（参考）（沖縄弁護士会、2021年（令和3年）6月28日）
- 12 業務改善助成金交付決定実績等一覧

※ 別冊（参考資料編）

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	岩橋 培樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	島袋 秀勝	弁護士
	城間 貞	公認会計士・税理士
	西村 オリエ	弁護士
労働者代表委員	石川 修治	連合沖縄副事務局長
	鎌田 健嗣	UAゼンセン沖縄県支部長
	砂川 安弘	連合沖縄事務局長
	津山 誉輝	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	宮城 千絵	J P労組沖縄地方本部書記次長
使用者代表委員	新垣 朝雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	親川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	田端 一雄	沖縄県経営者協会 常務理事
	比嘉 華奈江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	※ 発令年月日 令和3年4月1日 ※ 任期満了日 令和5年3月31日 ※ 各委員の配列は五十音順	

(写)

沖労発基 0701 第 1 号
令和 3 年 7 月 1 日

沖縄地方最低賃金審議会

沖縄労働局長
福味 恵

沖縄県地域別最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、沖縄県地域別最低賃金（昭和 55 年沖縄労働基準局最低賃金告示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席等）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

（会議における発言）

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができます。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に
関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定め
るものである。

（構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の
計9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄
労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委
員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項
及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならな
い。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なく
とも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

（実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員
による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定
し、その意見を聞くことが出来る。

（委員の欠席）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受
信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項
において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及
び第3項(第6条第6項において準用する場合を含む)に規定する会議への出席に含める
ものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通
知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通
知しなければならない。

（会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、部会長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼす
おそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換
若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公
開とすることができます。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、書面により沖縄地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県最低賃金についてのすべての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行い、この規定に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則 この規程は令和3年7月〇〇日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）

（設 置）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（構 成）

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（小委員会）

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

（会議の招集等）

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

（審議事項）

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができます。

（議事録及び議事要旨）

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会长に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

最 低 賃 金 法 (抜粋)

(最低賃金の原則)

第 9 条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第 10 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

(地域別最低賃金の改正等)

第 12 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。

(政令への委任)

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

最 低 貨 金 審 議 会 令 (抜粋)

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があった候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかったときは、この限りでない。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに(当日又は翌日)総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

最 低 貨 金 法 施 行 規 則 (抜粋)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第11条 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聞く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）

№1

№ 2

沖縄地方最低賃金審議会(本審)										特定(産業別) 最低賃金専門部会		
番号	月 日	曜日	回数	(公 益 調 整)	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	(産業別) 最低賃金専門部会	
9 3.8.31	火 (局/那覇署会議室)										○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明)	
9 10	火 (中会議室)	9. 7	火							1回 14:00 ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業 (産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00~) ◇自動車(新車)小売業(15:30~)		
11	水 (中会議室)	9. 8	水							2回 14:00 ◇各種商品小売業(14:00~) ◇糖類製造業(15:30~)		
12	火 (中会議室) 9. 14(火) ~29(水)	9. 14	火							3回 15:00 ◇新聞業 特定最賃(新聞) 答申に対する公示(令6条第5項適用) からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)		
13	木 (中会議室) 9. 15(水) ~9. 30(木)	9. 15	水							3回 15:00 ◇自動車(新車)小売業 特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)		
14	木 (中会議室) 9. 16(木) ~10. 1(金)	9. 16	木							3回 15:00 ◇各種小売業 特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)		
15	金 (中会議室) 9. 17(金) ~10. 4(月)	9. 17	金							3回 15:00 ◇糖類製造業 特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)		
16	木 (中会議室)	9. 22、24	水 金							4回 15:00 ◇自動車(新車)小売業 特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)		
17	木 (中会議室) 9. 30(木) ~10. 15(金)	9. 30	木	15:00	○(産業別)額調整、(採決:予備日) ※専門部会で結審に至らなかつた場合					特定期間(各業種) 答申に対する労働者及び使用者の からの意見提出に係る公示		
18	木 (中会議室)	10. 1	金	15:00	異議審(新聞業、自動車(新車)) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/14(新聞)、9/15(自動車)結審の場合)							
19	火 (中会議室)	10. 5	火	15:00	異議審(各種商品小売業、糖類製造業) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/16(各種商品)、9/17(糖類)結審の場合)							
20	月 (中会議室)	10. 18	月	15:00	異議審(各業種) (予定) 異議申出内容にかかる審議(9/30(各業種)結審の場合)							

No.3

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会(本審)			運営小委員会			特定(産業別)最低賃金専門部会		
			回数	(公益調整)	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	主 要 議 題	回 数	
21	4. 3. 11 (大会講堂)	金 16:00	5回		<input type="checkbox"/> 令和3年度の審議会総括について <input type="checkbox"/> 令和4年度産業別最低賃金申出意向確認 <input type="checkbox"/> 最低賃金専門部会の廃止について <input type="checkbox"/> その他						

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会開催日程

令和4年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
開 催 日 期																															
公 示 期 間																															
そ の 他																															

* 地質については、10月初旬発効日を目指しての逆算設定(答申日8月上旬、異議書8/23、24日途)

* オリンピック閉会式、閉会式に合わせて祝日移動(海の日7/19→7/22、スポーツの日10/11→7/23、山の日8/11→8/8、振替休日8/9)

* 特質専門部会は4業種が上がった場合を想定し、第2回専門部会は2業種／日の開催で予定する。

※6回本選開催公示(7/22~3/9まで)
→候補者
に通知

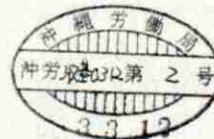
2021年3月12日

沖縄労働局
局長 福味 恵様

日本労働組合総連合
沖縄県連合会(連合沖縄)
最低賃金対策委員会
委員長 鎌田 健

2021年度産業別最低賃金の改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のとおり意向表明します。



2021年度産業別最低賃金改正の申出意向表明

2021年3月12日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金 の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 新垣 有一	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 580人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 山本 哲	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 660人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,720人	同上	同上
自動車小売業 (新車)	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 當眞 義也	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,020人	同上	同上

連合沖縄発第072号
2021年4月13日

沖縄労働局
局長 福味 恵様

日本労働組合総連合
沖縄県連合会(連合沖縄)
会長 東盛 政

要 請 書

貴局におかれましては、県民の安全確保と生活安定に向けたご尽力に敬意を表します。
連合は、2021春季生活闘争において、日本の抱える構造課題に加え、コロナ禍で明らかとなつた社会の脆弱性の克服、将来に希望が持てる持続可能な社会を目指し、加盟組合が銳意交渉を展開しています。現時点までに示された回答は、ここ数年の賃上げと労働条件の維持・向上の流れを継続するものとなっています。

新型コロナウイルスの世界規模での流行は、沖縄県内においても広範囲にわたって社会・経済活動の停滞を招き、県民の生活基盤を脅かしています。

緊急事態宣言解除後においても、「新しい生活様式」のもと働く者、生活する者すべての雇用と生活を守るための対策が必要です。

「感染症対策」と「経済の自律的成長」を両立していくためには、雇用の維持・確保を大前提に、生産性三原則にもとづく「賃金引上げ」と働き方の見直しを含めた「取引の適正化」の実現が不可欠です。

とりわけ、「経済の自立的成長」の実現には、底上げと格差是正に寄与する「地域別最低賃金・特定(産業別)最低賃金」の引き上げが重要であります。

こうした新型コロナウイルスとの共存下における、雇用・生活の安心の担保、中小・小規模事業者への事業継続支援、雇用と家計を支えるための経済対策、生活困窮者への支援等を、政労使一体となり対策を講じていく必要があると認識するところです。

連合の重要な活動として「労働相談ホットライン」を設置しております。2020年は連合沖縄に103件の相談が寄せられました。その内訳は、①解雇・退職強要・休業補償などの「雇用関係」、②男女差別・パワハラなどの「差別等」、③雇用保険・健康保険・年金などの「保険・税関係」の相談など、今般の新型コロナウイルス感染症に関連した労働相談が多くなっています。

つきましては、2021春季生活闘争の各種課題のうち、別添のとおり、労働行政に関する主要な項目について要請いたしますので、引き続きの連携をお願いするとともに、貴局の見解を求めます。合わせて、本要請主旨についてご理解の上、是非、本省への上申についてもお願い申し上げます。

1. すべての労働者の立場にたった働き方の見直しについて

健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、超少子高齢化・人口減少が進むわが国の社会構造をふまえ「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフバランス社会の実現にむけ、以下の項目について労働行政の強化、および監督体制の強化を求める。

(1) 労働行政の強化、雇用安定の取り組み

- 1) 労働関係法令の周知徹底と相談窓口の支援・充実や労働教育講座の開催などを推進し、沖縄県における労働行政の強化をはかること。
- 2) 労働契約法第18条の「無期転換ルール」の回避を目的とする雇止めや、労働者派遣法の期間制限の回避を目的とした「派遣切り」などの動きは法の趣旨に反するものであり厳正に対処すること、また、無期転換ルールの内容を周知すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を徹底すること。やむを得ず解雇を検討する場合でも、解雇回避努力や労働組合との協議等、「整理解雇の4要件」に照らし合わせて厳格に判断すべきことを事業主に周知し、不適正な事案には速やか、かつ、厳正に対処すること。
- 4) 緊急事態宣言等を受けて事業を休止する場合は、労働者の休業を回避する努力を尽くすべき事を事業者に周知すること。やむを得ず労働者を休業させる場合でも、休業手当の支払い義務を負うことを周知し、監督指導を徹底すること。

(2) 働く者のための「働き方改革」に向けた監督体制の強化

- 1) 同一労働同一賃金の法規定が2021年4月より中小企業も含めて完全施行されることを踏まえ、法制度の内容の周知徹底と企業等における取り組みの支援を強化すること。
- 2) その他の「働き方改革関連法（時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得）」についても、円滑な施行と定着のために、法の趣旨にもとづき、取り組みの支援を進めること。
- 3) 長時間労働が行われている事業場や、36協定を締結していない事業場に対する監督指導を徹底し、法令違反への適正・厳格な対応をはかること。

(3) 高齢とっても安心して安全に働き続けられる環境整備について

- 1) 同一労働同一賃金に関する法規定の対応を確実に実施し、通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする60歳以降パート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正に向けた、適切な指導をすること。
- 2) 高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮や、職場環境改善に向けた指導を徹底し、労働災害の観点から、高齢者に限定せず広く労働者の身体

機能等の向上に向けた「健康づくり」推進をはかること。

(4) ジェンダー平等・多様性の推進について

多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢・国籍・障がいの有無・就労形態など、様々な違いを持った人々がお互いを認め合い、ともに働き続けられる職場を実現するため、あらゆるハラスメント対策や差別禁止に向け、適正・厳格な対応を行うこと。

2. 労働安全衛生活動の充実強化について

(1) 沖縄県内の労災事故については、件数が増加しており(R2年、前年対比3.8%増)
死亡災害などの重大な事故も発生している。

メンタルヘルスについては、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっている。

「労災ゼロ」「職場からメンタルヘルス不調者を出さない」ための総合的な安全衛生対策を行うこと。

(2) 連合沖縄は、労使関係で培った安全衛生の施策を、未加盟労働者を含めたすべての働く者の職場に波及させ、労働災害撲滅およびメンタル不調者を出さない職場作りを目指し、引き続き、「安全衛生労使専門家会議」を始めとする、各審議会等への参画と、沖縄労働局との連携を要請する。

3. 最低賃金の改善について

(1) 県内の働く者の4割を占める有期・短時間・契約等労働者の労働条件改善は急務である。

有期・短時間・契約等労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」の実効性を高めるためにも、月例賃金の引き上げや「企業内最低賃金協定」締結の拡大・水準引き上げ、適用労働者の拡大などに取り組み、地域別最低賃金や特定(産業別)最低賃金の改善に波及させる必要がある。

まじめに働くものが報われる社会、勤労所得によって家族の生活が満たされる社会、働くことに価値を見いだす社会でなければならない。

最低賃金の審議にあたっては、2010年の雇用戦略対話における「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」との政労使合意事項を尊重する事が重要である。

審議にあたっては、「労働者が健康で、文化的な生活を営むことができる最低賃金」を目標に、短期的なものだけではなく、中長期的な視野で審議が行われるよう、調整・援助を行うこと。

(2) 最低賃金の周知徹底については、公労使が一体となった街宣行動を引き続き実施していくことが重要と考える。

また、監督行政にあたっては要員の増強を図るとともに、違反事業所に対する指導など、最低賃金制度の実効性を高めることを強く求める。

4. 沖縄労働局の課題について

労働行政の推進にあたって、良質な行政サービスの維持・向上にむけた人員確保と体制強化を求める。

また、労働行政を担う官庁として、労働基準監督署ならびにハローワークにおける機能発揮と充実に向けた人材確保や育成、臨時職員・非常勤職員の更なる処遇改善をはかるとともに、安定的な雇用形態へ変更するなど、全国一律の削減を行わないよう引き続き、本省への上申を強く求めるとともに、貴局が積極的に働きかけることを求める。

以上

(写)

すべての労働者が安心して働き生きることを求める決議

新型コロナウイルス感染が拡大するもとで、多くの労働者は生活と生命の危機にさらされている。厚生労働省は4月23日、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響を発表した。それによると、解雇等見込み労働者数は全国10万2153人、沖縄県2097人となっている。この数値は労働局、ハローワークが把握した数値であり、行政庁に相談なく解雇・雇止めを実施している事業所がどれだけあるか、全体像は闇のなかである。職を失って生きる糧を奪われた労働者は、住居さえ失い、路上生活者となるケースも多い。

内閣府の有識者研究会は4月28日、「雇用面では賃金の低い非正規労働者が多く、コロナ禍が直撃した飲食・宿泊業への就業率も高いため、男性よりも影響が大きい。」とする報告書を発表し、併せて「1年で約千人増えた女性の自殺者対策」が緊急に求められたとした。

こうした労働者の窮状は、長年の自民党政治の帰結である。1995年、当時の日本経営者連盟が打ち出した「新時代の日本型経営」を忠実に実行し、より不安定で賃金の低い非正規労働者を劇的に増やしてきた。1995には正規労働者3488万人に対して非正規労働者881万人であったものが、2020年は正規労働者3529万人、非正規労働者2090万人となっている。その結果、格差と貧困を増大させてきた。

重大なことは、2020年は前年と比べて正規労働者が35万人増加した一方で、非正規労働者は75万人減少している点である。コロナ禍のもとで、非正規労働者が“景気の調整弁”として使い捨てられている。

私たちは、すべての労働者がコロナ禍を安心して乗り切り、コロナ後の社会においては、“8時間働けば普通に暮らせる”社会をつくるために、下記事項の実現を強く求めめる。

記

- 一、雇用調整助成金、休業支援金・給付金は、コロナ終息まで特例措置を継続し、コロナを理由とする離職については、特段の配慮を行っていただくこと。
- 一、労働基準法を改正し、第26条で定められている休業手当の通常の賃金の8割とさせていただくこと。
- 一、シフト制、変形労働時間制などを理由に、休業手当を支払はずまた休業支援金・給付金の手続きに協力しない場合、労働局が適切・迅速に対応するとともに、事業主に対しては、厳しく指導していただくこと。
- 一、日雇い看護師の解禁など非正規労働者の増加につながることを止め、非正規労働者の雇用を抑制する方向での転換を図っていただくこと。
- 一、すべての労働者が“8時間働けば普通に暮らせる”社会を実現する第一歩として、全国一律最低賃金制の確立、地域最低賃金を時給1500円に引き上げていただくこと。

2021年5月1日

第92回沖縄県メーテー

厚生労働大臣 田村 憲久 殿
沖縄労働局長 福味 恵 殿

沖弁発第60号

2021年(令和3年)6月28日

沖縄地方最低賃金審議会 御中

沖縄弁護士会

会長 畑 知



「コロナ過における苦境を打破するために最低賃金額の引上げ及び地域間の賃金格差是正、並びに中小企業の支援強化を同時に求める会長声明」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会は、「コロナ過における苦境を打破するために最低賃金額の引上げ及び地域間の賃金格差是正、並びに中小企業の支援強化を同時に求める会長声明」を発表いたしました。

つきましては、本談話の趣旨をお汲み取りの上、貴審議会の特段のご協力、ご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



コロナ禍における苦境を打破するために最低賃金額の引上げ及び地域間の賃金格差是正、並びに中小企業の支援強化を同時に求める会長声明

1 厚生労働大臣は、近いうちに、中央最低賃金審議会に対し、2021年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。

昨年の中央最低賃金審議会は、新型コロナウイルスの感染拡大により経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念が広がる中、最低賃金の引上げによる企業経営への影響を重視して引上げを抑制すべきという論調が多数を占め、2020年度の地域別最低賃金額の引上げ額について目安額の提示を見送った。これを受け、沖縄地方最低賃金審議会も2円の引上げにとどまり、沖縄県における最低賃金額は、2020年10月3日以降792円となった。

2 時給792円という金額では、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約13万7000円、年収約164万円にしかならない。この収入では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」にはほど遠い。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、沖縄県内においても、非正規労働者を中心に解雇や雇い止めが相次ぎ、とりわけ低所得者や女性のひとり親世帯に深刻な影響を及ぼしている。このような情勢においてこそ、労働者の生活を守るために、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができない。ここに根本的な問題があり、抜本的な生活費保障のためにも最低賃金の引上げは必要である。

また、近年、沖縄県において積極的に取り組んできている子どもの貧困についても、抜本的に解決するためには、子育て世代の所得の向上が不可欠であり、最低賃金額の引上げが直接的かつ効果的である。

さらに、フランス、ドイツ、イギリス等の多くの国において、コロナ禍で経済が停滞する状況下においても最低賃金の引上げを実現しており、経済停滞を言い訳に最低賃金引上げを抑制してはならない。

3 最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2020年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、沖縄県を含む最も低い7県は時給792円であり、221円もの開きがある。最低賃金の低い地方では経済が

停滞し、地域間の格差がより一層、固定、拡大するものである。従って、格差は正のためにも、最低賃金の低い沖縄県における最低賃金の引上げが必要である。

また、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の最低生計費について、最近の調査によれば、地方と都市部の間で、地域間格差がほとんど存在しないことが明らかになっている。一例をあげると、沖縄県労働組合総連合が実施した「最低生計費試算調査」によると、1人暮らしの若者(25歳)が、那覇市内で普通に暮らすために必要な生活費は、男性で月額24万6316円、女性で月額24万9272円であるところ、いずれも東京都北区とほぼ同じとの結果が出た。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されたため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。このように、労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、最低賃金の地域間格差は早急に是正されるべきである。

4 他方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、最低賃金の引上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきである。

5 当会は、これまで毎年、最低賃金を引き上げることを求める会長声明を発出し、繰り返し最低賃金の引上げを求めてきたところであるが、上記のような状況を踏まえ、中央最低賃金審議会に対して、最低賃金の引上げと地域間格差の是正を求めるとともに、沖縄地方最低賃金審議会に対し、最低賃金を引き上げる旨の答申をすることを求める。

2021年（令和3年）6月28日

沖縄弁護士会

会長 畑 知成

業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度※1	
	申請受付件数	交付決定件数	申請受付件数	交付決定件数	申請受付件数	交付決定件数	申請受付件数	交付決定件数	申請受付件数	交付決定件数
沖縄	9	5	16	10	18	15	7	5	8	8
全国	592	433	901	798	995	870	673	542	805	626

※1 令和2年度は令和3年3月末速報値。

【参考】

○雇用調整助成金等（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）処理状況（令和3年6月18日現在）

	雇用調整助成金			緊急雇用安定助成金			合計		
	申請件数	決定件数	決定率	申請件数	決定件数	決定率	申請件数	決定件数	決定率
沖縄局	42,606	42,262	99.2%	17,060	16,605	97.3%	59,666	58,867	98.7%
全 国	2,949,501	2,861,110	97.0%	895,109	858,813	95.9%	3,844,610	3,719,923	96.8%

【参考】

○休業支援金処理状況（令和3年6月21日現在）

	合計		
	申請件数	決定件数	決定率
沖縄局	23,828	17,376	84.8%
全 国	2,187,701	1,708,944	85.8%